

# 青葉地区自治会連合会会則

## 第一章 名称および事務所

### (名称および事務所)

第1条 本会は、青葉地区自治会連合会(以下会という)といい、事務所を青葉児童館(並木三丁目 18 番 16 号)に置く。

## 第二章 構成および目的

### (構成)

第2条 この会は、並木、青葉、緑が丘、並木団地の各単位自治会(以下自治会という)をもって構成する。

### (目的)

第3条 この会は、当地区内の単位自治会の代表機関とし、関係当局と連絡を密にし、地区住民の福祉増進・生活環境の改善を計ると共に、自治会共通の諸問題を解決し親睦を深め、結束を強化し、更に自治会活動を積極的に援助することを目的とする。

## 第三章 事業

### (事業)

第4条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係機関に対し住民の意見の陳述。
- (2) 自治会相互の親睦、協調のための事業。
- (3) 住民への広報・公聴に関する事業。
- (4) 自治会員の資質向上のための指導および援助(講演・映画)。
- (5) 共有物の管理に関すること。
- (6) 青葉児童館の助成に関すること。
- (7) その他、自治会振興に必要な事業。

## 第四章 役員の選出および構成

### (役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長、副会長 2 名、総務、会計、書記各 1 名。
  - (2) 交通、防犯、防災、福祉、文化、体育部長各 1 名。
  - (3) 会計監査 2 名
  - (4) 顧問、相談役若干名。
- 但し、役員会にて役員および部を増減することができる。

### (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 総務は、この会の事務処理をなし、議事録を作成する。
- (4) 会計は、この会の会計事務を処理する。
- (5) 書記は、この会の書記を担当し、議事録その他の書類を司る。
- (6) 部長は、それぞれの所管業務を処理する。
- (7) 会計監査は、この会の会計を監査する。

### (役員を選出)

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 第 5 条(1)~(3)の役員は、原則として自治会長の互選とする。  
但し、役員については、自治会長の負担軽減と役員強化のため、役員会の推薦により、自治会長以外から選出することが出来る。
- (2) 顧問、相談役の選出は、役員会の推薦にて会長が委嘱する。

## 第五章 役員の仕事

### (役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長を除く役員の仕事は 1 期通常 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- (2) 会長の仕事は 1 期通常 4 月 1 日より翌々年 3 月 31 日まで(2 年間)、且つ最長 3 期とする。
- (3) 役員が欠員となった場合は、速やかに後任者を選任しなければならない。  
(但し、その期間は前任者の残存期間とする。)

## 第六章 会議

### (会議)

第9条 会議は、定期総会、臨時総会、役員会、本部役員会とする。

### (総会)

第10条 総会は、本会の最高決定機関であり、定期総会と臨時総会の二種とする。

(1) 定期総会は、毎年原則として年度末より1ヶ月以内に開催し、付議する事項は次のとおりとする。

役員承認、前年度の事業報告、決算承認  
新年度事業計画、予算承認、その他、必要事項

(2) 臨時総会は、役員会で必要と認めるとき、または3分の1以上の自治会の要求があった場合、開催する。

(3) 総会は、第5条の役員および各自治会にて選出した各2名の代表者の過半数以上(委任状含む)の出席を必要とし、決議は出席者の過半数以上の同意によって可決する。

可否同数のときは、議長が決するところとする。

### (役員会)

第11条 役員会は、全役員をもって構成され、会長はこれを召集し、役員からの議案を審議決定する。

### (本部役員会)

第12条 本部役員会は、会長、副会長、総務、会計および書記をもって構成し、会長はこれを召集し、必要に応じ役員会への議案の事前審議をする。

## 第七章 特別委員会

### (特別委員会)

第13条 この会の運営に関し重要問題を処理、推進するため、役員が必要と認めるとき特別委員会を設けることができる。

## 第八章 会計

### (運営)

第14条 この会の運営に関する経費は、会費、その他の収入をもってこれに当てる。

### (会費)

第15条 この会の会費は、一世帯1ヶ月20円とする。

### (会計年度)

第16条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

### (会計報告)

第17条 自治会、役員会より会計報告を求められた場合、速やかに報告しなければならない。

## 第九章 表彰

### (表彰)

第18条 表彰、感謝状の授与は役員会の決定により贈呈する。

## 第十章 慶弔

### (慶弔)

第19条 役員または自治会長が死亡した場合、香典10,000円とする。またその他の慶弔は役員会の決定により贈呈する。

## 第十一章 その他

### (会則の改廃)

第20条 この会則を改廃しようとするときは、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

### (その他)

第21条 この会則になき事項については、役員会により決定する。

### 付則

昭和48年4月1日 施行

昭和51年4月1日 一部改正

昭和55年4月1日 一部改正

平成3年12月20日 一部改正

平成4年4月1日 施行

平成12年4月2日 一部改正

平成17年4月3日 一部改正

平成18年4月1日 一部改正

平成22年4月1日 一部改正